

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
株式会社 大部紙店	常陸太田市小沢町2290-2	9-810043

2 指名停止措置期間 令和5年12月1日～令和5年12月31日 (1か月間)

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する物品の購入及び役務の提供

4 事実概要

(株)大部紙店は、令和5年4月28日契約締結した「05. 指定ごみ袋製作業務委託」において納入期限である令和5年10月15日までに物品を納入できなかった。

5 指名停止理由

納入期限までに物品を納入できなかったことは、「常陸太田市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領」別表第2号に該当する。

<指名停止等措置要領別表>

措 置 要 件	期 間
(契約違反) 2 市が発注する物品調達等の契約の履行に関し、契約条件等に違反し、契約の相手方として不相当と認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上12か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係
茨城県常陸太田市金井町3690
電話 0294-72-3111